

志摩市小規模企業・中小企業振興基本条例 逐条解説書

令和6年7月1日



■目次

前文

第 1 条 目的	p. 4
第 2 条 定義	p. 5 ~ 6
第 3 条 基本理念	p. 7 ~ 8
第 4 条 市の責務	p. 9 ~ 10
第 5 条 小規模企業・中小企業の役割	p. 11 ~ 12
第 6 条 商工会の役割	p. 13
第 7 条 金融機関の役割	p. 15
第 8 条 支援機関の役割	p. 14
第 9 条 教育機関の役割	p. 16
第 10 条 大企業者の役割	p. 17
第 11 条 市民の理解及び協力	p. 18
第 12 条 経営の革新及び経営基盤の強化	p. 19
第 13 条 販路の拡大及び新たな事業の展開の促進	p. 20
第 14 条 人材の確保及び育成	p. 21
第 15 条 創業及び第二創業の促進並びに事業承継への支援	p. 22
第 16 条 デジタル技術の活用	p. 23
第 17 条 防災及び減災対策の促進	p. 24
第 18 条 観光誘客及び消費の促進	p. 25
第 19 条 財政上の措置	p. 26
第 20 条 委任	p. 27

■ 条文と趣旨

<前文>

(前文)

志摩市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれる風光明媚な地域であり、雄大な太平洋と波静かな英虞湾、的矢湾の豊かな海産物の恵みを受け、万葉の時代から「御食国(みけつくに)」として栄えてきた歴史がある。特に、豊かな食材を生み出す水産業をはじめとする第一次産業と美しい景観等の地域資源を活用した観光関連産業を中心として、長い歴史の中で全国有数の観光地へと発展してきた。

こうした志摩市の発展を支えてきたのは、市内で大多数を占める小規模企業・中小企業であり、地域に根差して雇用を守り、それぞれが持つ力と技術等を発揮して、地域経済の発展と地域産業の振興をもたらすとともに、市民の日々の暮らしを支える重要な存在として社会的使命を果たしてきた。

一方で、近年の人口減少や少子高齢化に伴う地域内消費の減少や人手不足等、経済的・社会的環境の急激な変化が、小規模企業・中小企業の経営に大きな影響を与えている。

このような状況の中、将来にわたり、志摩市が持続的な発展を遂げていくためには、小規模企業・中小企業自らが経営の改善、向上に努めるだけでなく、地域社会全体で協働して課題解決に向けた取組を行うことが重要である。また、特に市内企業の多くを占める小規模企業の視点に立ち、小規模企業・中小企業の特성에応じた支援を行うことで、これら企業の意欲を引き出すことが必要である。

このような認識のもと、小規模企業・中小企業の振興を市政の重要な柱のひとつとして位置付け、小規模企業・中小企業が地域の特色を生かしながら時代の変化に対応した新たな価値の創出や新たな分野への挑戦を地域社会全体で支援し、協働による地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図ることで、市民のだれもがいきいきと働き暮らし続けることができる、みんなが自慢したくなるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、小規模企業・中小企業の果たしている役割や重要性を踏まえ、その振興を図っていくことの必要性など条例全体の考え方を明記しています。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、本市における小規模企業及び中小企業(以下「小規模企業・中小企業」という。)の振興に関する基本理念を定め、市の責務、小規模企業・中小企業及び商工会等の役割を明らかにすることにより、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

○条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

【解説】

○この条例は、関連法令(中小企業基本法、小規模企業振興基本法)及び三重県中小企業・小規模企業振興条例の趣旨を踏まえ、本市における小規模企業・中小企業の振興に関する基本的な理念を事業者や関係者、市民と共有し、それぞれが果たすべき役割を認識した上で、小規模企業・中小企業の振興に取り組む姿勢を示すものです。その結果として、地域経済の持続的な発展や市民生活の向上に寄与することを目的としています。

第 2 条 定義

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。)第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業 法第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 支援機関 小規模企業・中小企業の支援を行う機関及び団体(商工会及び金融機関を除く。)であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校であって、市内に存する学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等をいう。
- (7) 大企業 小規模企業・中小企業以外の企業であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (8) 市民 志摩市まちづくり基本条例(平成 20 年志摩市条例第 22 号)第 2 条第 1 号に規定する市民をいう。

【趣旨】

○条例の共通理解のための用語について定義するものです。

【解説】

○第 1 号では「小規模企業」、第 2 号では「中小企業」について定義しています。下表のとおり小規模企業者は中小企業者に含まれますが、本市では小規模企業の振興を図ることが中小企業の振興につながり、ひいては地域全体の発展に結び付くとの考え方により、それぞれを分けて定義しています。

<参考：小規模企業・中小企業の種類（中小企業基本法に基づく）>

業種分類	中小企業者		
			小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業 その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

- 第3号では「商工会」について定義しており、ここでは志摩市商工会を指します。
- 第4号では「金融機関」について定義しており、市内企業と取引を行う金融機関を指します。小規模企業・中小企業との関係が深い日本政策金融公庫や商工組合中央金庫、三重県信用保証協会等も含めます。
- 第5号では「支援機関」について定義しており、小規模企業・中小企業の支援を行う機関を指します。国や三重県が所管する公的機関をはじめ、経営革新等支援機関として認定された税理士や公認会計士のほか、中小企業家同友会、法人会、青色申告会等、地域において小規模企業・中小企業の振興に寄与する活動を行う団体も幅広く含めます。

<公的機関の例>

公益財団法人 三重県産業支援センター、三重労働局、ハローワーク伊勢、
独立行政法人 中小企業基盤整備機構等

- 第6号では「教育機関」について定義しており、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等を指します。
- 第7号では「大企業」について定義しており、小規模企業・中小企業以外の企業を指します。
- 第8号では「市民」について定義しており、志摩市まちづくり基本条例第2条第1号に規定する市民としています。本市に関わるできるだけ多くの人に、小規模企業・中小企業の振興に対し様々な形で協力していただくことが重要であるため、範囲を広く定義しています。

<参考：志摩市まちづくり基本条例（抜粋）>

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する人(以下「住民」という。)、在勤又は在学する個人及び市内で事業を営む者又は活動する団体等をいう。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 小規模企業・中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 小規模企業・中小企業の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な努力を促進すること。
- (2) 地域の雇用を促進し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしている小規模企業・中小企業の重要性を認識すること。
- (3) 市、国、関係地方公共団体、小規模企業・中小企業、商工会、支援機関、金融機関、教育機関、大企業及び市民が相互に連携及び協力すること。
- (4) 地域経済の循環の促進及び自然環境への配慮等により、持続可能なまちづくりが図られること。
- (5) 人口減少及び少子高齢化の進行、自然災害の発生、デジタル技術の進展等、経済的・社会的環境の変化に円滑に対応すること。
- (6) 市の貴重な歴史、伝統及び文化を尊重し、自然、技術、人材その他の市が有する特色ある地域資源を有効に活用すること。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業の振興を推進するための基本となる理念を定めています。

【解説】

○第1号では、中小企業基本法第3条に規定される基本理念を踏まえ、小規模企業・中小企業の創意工夫を生かしつつ、その自主的な努力により、経営の改善や向上の促進を図ります。

○第2号では、小規模企業・中小企業の振興に関わるあらゆる主体が、「小規模企業・中小企業は、その多様な活動により地域経済の発展や市民生活の向上のために重要な役割を果たしている」ことを共通認識とします。

○第3号では、小規模企業・中小企業の振興に関わる全ての主体が連携、協力して取組を推進します。

○第4号では、地域経済の循環の促進や脱炭素の推進による自然環境への配慮などにより、持続可能なまちづくりを図ります。

○第5号では、様々な要因により変化する環境に円滑に対応するため、取組を推進します。

○第6号では、小規模企業・中小企業が志摩市で培ってきた歴史、伝統、文化、技術等を守り育てるため、地域資源の有効活用を図ります。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

（基本理念）

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

第4条 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、小規模企業・中小企業の実態を把握し、その意見の反映に努め、国、関係地方公共団体、小規模企業・中小企業、商工会、支援機関、金融機関、教育機関、大企業及び市民と協力して取り組むものとする。

3 市は、小規模企業・中小企業の振興に関する施策について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業の振興を総合的に推進するために市が担うべき責務を定めています。他の主体で規定する「努力」や「役割」、「理解及び協力」よりも重い「責務（責任と義務）」としています。

【解説】

○第1項では、小規模企業振興基本法第7条第1項及び中小企業基本法第6条の規定に基づき、市は、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を企画立案し、実施する必要があります。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の進行に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○第2項では、市は、小規模企業・中小企業の実態を正しく把握し、その意見を反映するように努めるとともに、各主体と協力して小規模企業・中小企業の振興施策に取り組むものとしています。

○第3項では、市は、小規模企業振興基本法第7条第2項の規定に基づき、小規模企業・中小企業の活動が地域の発展や市民生活の向上に貢献していること等について、市民の理解を深めるよう努めるものとしています

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

（地方公共団体の責務）

第7条

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

第5条 小規模企業・中小企業の役割

(小規模企業・中小企業の役割)

第5条 小規模企業・中小企業は、基本理念にのっとり、他の小規模企業・中小企業又は多様な主体と連携及び協力することにより、経済的・社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上に努めるものとする。

2 小規模企業・中小企業は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、事業活動を通じて、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 小規模企業・中小企業は、市の特色ある地域資源を有効に活用するよう努めるものとする。

4 小規模企業・中小企業は、教育機関と連携し、児童、生徒等の職場体験及びインターンシップの機会等の提供並びに企業情報を発信するよう努めるものとする。

5 小規模企業・中小企業は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業に求める役割を定めています。

【解説】

○第1項では、小規模企業振興基本法第8条第1項及び中小企業基本法第7条第1項の規定を踏まえ、小規模企業・中小企業は、経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、あらゆる主体と連携、協力しながら経営力向上に努め、自主的な努力により事業の円滑な運営に努めていただくものとしています。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

(小規模企業者の努力等)

第8条 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(中小企業者の努力等)

第7条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

○第2項では、小規模企業・中小企業は、地域社会を構成する一員として社会的責任を認識し、様々な活動を通じて、地域社会の発展と市民生活の向上に貢献するよう努めていただくものとしています。

- 第3項では、小規模企業・中小企業は、地域経済の循環及び地域の歴史、文化、技術の振興を促進するため、市の特色ある地域資源を活用するよう努めていただくものとしています。
- 第4項では、小規模企業・中小企業は、地域の雇用を支える重要な役割を担っていることから、教育機関と連携し、児童・生徒等の職場体験及びインターンシップの機会等を提供するとともに、企業情報を発信することにより、知る機会を創出するよう努めていただくものとしています。
- 第5項では、小規模企業・中小企業は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めていただくものとしています。

第6条 商工会の役割

(商工会の役割)

- 第6条 商工会は、基本理念にのっとり、小規模企業・中小企業の経営の発達、改善及び革新を促進するための取組を伴走支援により積極的に行うものとする。
- 2 商工会は、小規模企業・中小企業の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携を促進するよう努めるものとする。
 - 3 商工会は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
 - 4 商工会は、小規模企業・中小企業及び大企業の商工会への加入促進に努めるものとする。

【趣旨】

- 商工会に求める役割を定めています。小規模企業・中小企業に寄り添って支援を行う商工会には、特に重要な役割が求められます。

【解説】

- 第1項では、商工会は、小規模企業・中小企業が抱える様々な経営課題に関し、事業者に伴走して支援を行う役割を担っていることから、その経営の改善発達、革新を促進するための取組を積極的に行うものとしています。
- 第2項では、商工会は、事業所統計調査や事業者へのアンケート等を通じて、小規模企業・中小企業の抱える経営課題を抽出し、必要な支援を行うとともに、その支援の一環として、商工会員の関係強化や多様な主体との連携を促進するよう努めていただくものとしています。
- 第3項では、商工会は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めていただくものとしています。
- 第4項では、商工会は、小規模企業・中小企業に寄り添って支援を行うため、商工会への加入促進に努めていただくものとしています。

第7条 金融機関の役割

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、資金融資、経営相談その他の方法により、小規模企業・中小企業の経営基盤の強化及び経営の革新に対する支援を通じ、地域経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

○金融機関に求める役割を定めています。資金供給や経営相談等の面で、小規模企業・中小企業と密接な関係がある金融機関の役割は重要です。

【解説】

○第1項では、金融機関は、小規模企業・中小企業の経営の安定化や改善、向上を図る取組を促進するため、円滑な資金融資や経営相談等の支援に努めていただくものとしています。

○第2項では、金融機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めていただくものとしています。

第 8 条 支援機関の役割

(支援機関の役割)

第 8 条 支援機関は、基本理念にのっとり、小規模企業・中小企業の経営の改善及び向上並びに産業間又は事業者間の連携を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業の支援に取り組む機関や団体に求める役割を定めています。

【解説】

○第 1 項では、支援機関等は、それぞれの専門性を生かし、小規模企業・中小企業の経営支援を行うとともに、必要に応じて異業種や他事業者との連携が図られるよう努めていただくものとしています。

○第 2 項では、支援機関等は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めていただくものとしています。

第9条 教育機関の役割

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、基本理念にのっとり、勤労及び職業に対する意識の啓発、地域で活躍する人材の育成、研究開発等を通じて、小規模企業・中小企業と連携及び協力するよう努めるものとする。

2 教育機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

○教育機関に求める役割を定めています。若者の勤労及び職業に対する意識の啓発、地域における人材育成・確保等の面で、教育機関の役割は重要です。

【解説】

○第1項では、教育機関は、勤労及び職業に対する意識の啓発、地域における人材育成、独自の研究開発等の取組を通じて、小規模企業・中小企業との連携や協力を努めていただくものとしています。

○第2項では、教育機関は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めていただくものとしています。

第10条 大企業の役割

(大企業の役割)

第10条 大企業は、基本理念にのっとり、自らの事業活動の維持及び地域経済の持続的な発展のために重要な役割を小規模企業・中小企業が果たしていることを認識し、小規模企業・中小企業と連携した事業の機会の創出を図るよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、事業活動を通じて、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 大企業は、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

○大企業に求める役割を定めています。大企業は、地域経済に対して大きな影響力を有しており、その事業に関して小規模企業・中小企業との関係は欠くことができないものであることから、小規模企業・中小企業の振興について一定の役割を求めるものです。

【解説】

○第1項では、大企業は、自らの事業活動の維持や地域社会の発展のために、小規模企業・中小企業が重要な役割を果たしていることを認識し、円滑な連携を図るよう努めていただくものとしています。

○第2項では、大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めていただくものとしています。

○第3項では、中小企業基本法第7条第3項の規定を踏まえ、大企業は、市が実施する小規模企業等の振興に関する施策に協力するよう努めていただくものとしています。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

（中小企業者の努力等）

第7条

3 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

第 11 条 市民の理解及び協力

(市民の理解及び協力)

第 11 条 市民は、基本理念にのっとり、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上のために小規模企業・中小企業が果たす役割の重要性を理解し、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

○市民に求める理解及び協力について定めています。

【解説】

○市民は、小規模企業・中小企業の振興により、雇用の創出や経済の活性化が図られ、地域社会が発展し、市民生活の向上にもつながるという好循環が生まれることを理解した上で、市が実施する小規模企業・中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めていただくものとしています。

第12条 経営の革新及び経営基盤の強化

(経営の革新及び経営基盤の強化)

第12条 市は、小規模企業・中小企業の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組に対して、商工会及び支援機関等と連携し、その取組が着実に実行できるよう必要な支援を講ずるものとする。

2 市は、小規模企業・中小企業が経営の革新及び経営基盤の強化を図るため、金融機関等と連携し、資金調達の円滑化を図るよう必要な支援を講ずるものとする。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を図るための施策の基本方針を定めています。

【解説】

○第1項では、小規模企業・中小企業の持続又は成長に経営の革新及び経営基盤の強化が欠かせないことから、商工会や支援機関等と連携し、小規模企業・中小企業の主体的な取組を支援し、経営の安定化及び改善、革新を図るものとしています。

○第2項では、小規模企業・中小企業の資金調達については、金融機関が果たす役割が大きいです。市も金融機関等との連携による支援を通して、円滑な資金供給を図るものとしています。

第 13 条 販路の拡大及び新たな事業の展開の促進

(販路の拡大及び新たな事業の展開の促進)

- 第 13 条 市は、小規模企業・中小企業の販路の拡大を促進するため、商工会と連携し、地域資源の磨き上げを図るとともに、販路の開拓の支援及び市内外において販売する機会の充実を図るよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、教育機関等との連携による地域資源を活用した新たな価値の創出及び新たな事業の展開を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

- 小規模企業・中小企業者の販路の拡大及び新たな事業の展開の促進を図るための施策の基本方針を定めています。

【解説】

- 第 1 項では、特産品をはじめとした魅力ある地域資源を活用し、市全体のイメージの向上を図るとともに、小規模企業・中小企業が成長するために、海外輸出も視野に入れた新たな販路の開拓など事業範囲の拡大の促進を図るものとしています。
- 第 2 項では、小規模企業・中小企業の相互の連携や教育機関等との連携を積極的に図り、不足する経営資源を補完することで、地域資源を活用した新製品・新サービス等の開発や新技術の導入を支援し、新たな価値の創出や新たな事業の展開の促進を図るものとしています。

第14条 人材の確保及び育成

(人材の確保及び育成)

第14条 市は、小規模企業・中小企業の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、若者、高齢者、障がい者等の多様な人材の小規模企業・中小企業への就職及び定着の促進並びに働きやすい職場環境の整備等を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、地場産業を支える専門的な人材を確保するため、教育機関等と連携し、地域に適応した担い手の育成及び特有の技能の継承を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業者の人材の確保及び育成を図るための施策の基本方針を定めています。

【解説】

- 第1項では、市外への労働人口の流出や小規模企業・中小企業の人材が不足している状況を踏まえ、小規模企業・中小企業の情報発信や働きやすい職場環境の整備等の取組を支援し、若者、高齢者、障がい者等の多様な人材の就職及び定着を図るとともに、産業の維持・発展に必要な人材の育成を図るものとしています
- 第2項では、高齢化が進み、担い手不足が懸念される水産業や農業等の地場産業において、担い手の確保を図るため、教育機関等と連携し、新規就業者の受入体制の構築や特有技能の習得の支援を図るものとしています。

第 15 条 創業及び第二創業の促進並びに事業承継への支援

(創業及び第二創業の促進並びに事業承継に対する支援)

第 15 条 市は、小規模企業・中小企業の円滑な創業及び第二創業を促進するため、商工会及び金融機関等と連携し、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、小規模企業・中小企業に蓄積された経営資源等が失われることなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、商工会及び支援機関等と連携し、円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業者の創業・第二創業の促進及び事業承継の促進を図るための施策の基本方針を定めています。

【解説】

○第 1 項では、創業や第二創業が地域の雇用創出及び地域産業の維持・成長に必要不可欠であることを踏まえ、商工会や金融機関と連携し、創業希望者に対する相談体制の充実を図るとともに、経営安定化や事業発展に向けた支援し、円滑な創業や第二創業を後押しするものとしています。

○第 2 項では、人口減少や少子化が進む中、経営者の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、商工会や支援機関等と連携し、小規模企業・中小企業の事業承継に向けた早期の準備を促し、円滑な承継を後押しするものとしています。

第 16 条 デジタル技術の活用

(デジタル技術の活用)

第 16 条 市は、小規模企業・中小企業におけるデジタル技術の活用による業務の効率化及び生産性の向上を図るため、デジタル技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業者のデジタル技術の活用を図るための施策の基本方針を定めています。

【解説】

○人口減少や高齢化による労働力不足が進む状況を踏まえ、生産性向上や収益力強化をめざし、小規模企業・中小企業におけるデジタル化や自動化、AI の活用等を通じた DX の推進を図るとともに、地域産業の DX を担うデジタル人材の育成を図るものとしています。

第 17 条 防災及び減災対策の促進

(防災及び減災対策の促進)

第 17 条 市は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害が発生した場合においても、小規模企業・中小企業が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、地域経済への影響を軽減できるよう、商工会等と連携し、防災及び減災対策を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業者の防災・減災対策の促進を図るための施策の基本方針を定めています。

【解説】

○小規模企業・中小企業が自然災害等に対する備えや被災後の早期復旧を図り、持続的な事業活動を行うため、志摩市地域防災計画に基づき、商工会等と連携して、事業継続計画（BCP）の策定など、防災及び減災対策の促進を図るものとしています。

第 18 条 観光誘客及び消費の促進

(観光誘客及び消費の促進)

第 18 条 市は、観光消費の促進による地域内需要の拡大を図るため、観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発掘並びに国内外に向けた魅力の発信により、国内外からの旅行者の来訪を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

○小規模企業・中小企業者の市場の拡大を図るため、観光誘客及び消費の誘導を図るための施策の基本方針を定めています。

【解説】

○市が、観光地としての魅力を高める環境整備や国内外への情報発信等の取組を通じて、国内外からの旅行者の来訪を促進し、地域内の需要の拡大を図るものとしています。

第 19 条 財政上の措置

(財政上の措置)

第 19 条 市は、小規模企業・中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

○市が、小規模企業・中小企業の振興を推進するための必要な財政上の措置について定めています。

【解説】

○市は、小規模企業・中小企業の振興に関する具体的な事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。

第 20 条 委任

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

○条例に規定している事項に関し、細かなことを定める必要がある場合等は、市長が別に定めます。

【解説】

○この委任により、条例の理念に基づく小規模企業・中小企業の振興に関する具体的な施策については、別に定めることとします。